

沼田市ふるさと納税協力事業者及び返礼品に関する要綱の一部を改正する要綱
沼田市ふるさと納税協力事業者及び返礼品に関する要綱の一部を改正する要綱の一部を
次のように改正する。

第9条第1項第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 市が実施する返礼品に係る調査・確認に応じること。
- (6) 総務大臣が定める返礼品等の基準に係る書類、及び食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類については、協力事業者において5年以上保存すること。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。